

2018.03.05：平成30年2月定例会 一般質問

小中学校の少人数学級の充実を

【わしの恵子議員】

通告に従い、最初に、子供の貧困対策について質問します。

子供の貧困は、社会問題となっています。それは、子供にとって機会の不平等が最も大きくあらわれるからです。原因は、政府が進めてきた雇用、福祉、社会保障の切り捨てによる貧困と格差の拡大です。

こんな中で、愛知県が2016年12月に、県内全域の小中学生について三万三千人を対象に生活実態を調査。大村知事が子供の貧困問題は世代をまたいで連鎖させないという決意を持って臨まれたことを私は高く評価します。

子どもの貧困対策検討会議が提案した子どもが輝く未来に向けた提言は、県内の全ての子供が夢と希望を持って成長できるよう、一、教育の機会の均等、二、健やかな生育環境、三、支援体制の充実の三つの視点から、48の取り組みを示しています。この提言を受け取った知事は、今後の愛知の施策の道しるべとして、しっかりと目を通させていただき、実現してまいりたいと述べられました。

そして、提言を取りまとめた検討会議では、委員から、子供たち固有の社会的関係を学校が十分に受けとめて、家庭環境の違いにかかわらず、子供たちが希望を持って日々の学級、学年で仲間とのかかわり、学習にチャレンジできる、そういう学校環境が基本と、他の委員からも、今回の提言では、教育の機会の均等が最初になっており、子供が未来への希望を抱くことができるよう、教育の機会をどう保障していくのかが非常に重要であると意見が出されています。

そして、詳細分析結果を見ると、学校の授業についてわかると答えた子供の割合は、小五、中二とも保護者の所得が高いほど高く、大学、大学院までの進学希望でも、所得区分が高くなるにつれて高くなっています。一方、貧困家庭の子供は、小五のときから既に大学、大学院まで進学することを諦めている傾向があります。

だからこそ提言では、学校において高校、大学への進学や社会での自立が可能な基礎学力を身につけられるよう指導を充実させる。その基礎的環境づくりとして、義務教育段階における少人数学級のさらなる充実を図ることを第一に掲げています。

しかし、今議会の知事の提案説明の中には、少人数学級のさらなる充実については掲げられていません。これまでの少人数学級の実績については、教師にとっても、一人一人の児童にかかわる機会がふえ、児童にとっても、わからないことや困ったことにすぐ対応してもらえることがより多くなったなど、先生方からも大変高く評価されていることは御存じのことと思います。

そこで質問ですが、子供の貧困調査を行った検討会議の提言の中では、少人数学級のさらなる充実を図ることとありますが、私としても、小中学校の少人数学級を拡充して、親の経済的状況に左右され

ず、全ての子供たち一人一人が行き届いた教育を受けられるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

【教育長（平松直巳）】

小中学校の少人数学級の充実についてお答えいたします。

本県では、きめ細かな指導により学習習慣や生活習慣の定着を図ることを目的として、平成十六年度から小学校第一学年で、平成二十年度から小学校第二学年で三十五人学級編制を行っております。

また、中学校進学とともに学級担任制から教科担任制となるなど、教育環境が大きく変化することに伴う学校生活への不適應や、学習のつまずきを防止する目的で、平成二十一年度から中学校第一学年でも同様に、三十五人学級編制を行っております。

さらに、本県におきましては、個に応じたきめ細かな指導を重視するために、こうした少人数学級とあわせて少人数指導を推進し、少人数教育の充実に取り組んでおります。

本県の児童生徒数は全国と比べて緩やかな減少にとどまっており、少人数学級のさらなる拡充のためには、多くの新たな教員の採用や教室の整備が必要となりますことから、国の法制度化による支援が不可欠であると考えております。

今後も国に対し、教職員定数の拡充が図られるよう強く要請してまいります。

【わしの恵子議員】

再質問をさせていただきます。少人数学級に対する教育長の答弁です。

少人数学級の効果を認めておられながら、きめ細かな指導に効果が上がっていると認めておりながら、広げていくという答弁ではありませんでした。

少人数学級は多くの教員の配置が必要だとか、教室の不足、そういうことを原因に挙げられたと思いますが、そして、国がストップしているから、国に対して引き続き要望していきます、そう言われました。私は、国に要望していただくのは、当然のことだと思います。

だけれども、このままでは、愛知県がせつかく子供の貧困調査を行って、検討会議の委員の方からも、教育の機会均等が必要だと提言が出されました。にもかかわらず、これまでどおりの答弁ということでは、本当に残念な思いです。

少人数学級を拡充することを初めから否定するものではないでしょうか。私は、子供に向き合う姿勢が不足しているのではないかと思います。

そこでお聞きしますが、少人数学級を拡充するために、多くの教員の採用が必要であるということですので、私は、順次段階的に、少人数学級を拡充することはできないのかと思います。

具体的には、最初の年は、例えば小学三年生、そして次年度は中学二年生に広げる、こういうやり方をすれば、一度に大量に先生を雇わなくても、そしてまた、多大なお金を使わなくてもやれるのではないかと思います。お答えください。

【教育長（平松直巳）】

少人数学級について、重ねてのお尋ねでございますが、少人数学級を順次拡充する場合におきましても、新たに多くの教員を採用した上で、将来にわたって配置を継続していく必要がありますことから、国の法制度化による恒久的な支援は不可欠であると考えております。

したがいまして、今後も国に対し、教職員定数の拡充が図られるよう、強く要請をしております。

なお、本県の小中学校では、児童生徒が基礎学力を確実に身につけられるよう、全ての学年において一学級を複数の教師で指導するチームティーチングや、一学級を二つ以上の学習集団に分けるなどの少人数教育を実施しているところであり、今後も少人数学級とあわせて、少人数教育の充実に取り組んでまいります。

スクールソーシャルワーカーを今後どのように拡充していくのか

【わしの恵子議員】

次に、スクールソーシャルワーカーの拡充と活用についてです。

提言では、学校に通える環境づくりとして、子供の抱えるいじめ、不登校などの課題、家庭における問題や高校中退等に対応するため、小中学校及び高校におけるスクールソーシャルワーカーの充実を図ること、また、奨学金制度に関する保護者への情報提供に努めることを挙げています。

文部科学省は、いじめ、不登校、児童虐待、暴力などの諸課題の解決を図るためのコーディネーター的な存在として、スクールソーシャルワーカーの活用を進めています。

そこで質問です。

スクールソーシャルワーカーの意義とその配置について、そして、今後どのように拡充していくのか伺います。

【教育長（平松直巳）】

スクールソーシャルワーカーは、学校が社会福祉等の専門家を活用することで、児童生徒の家庭環境等の改善を図り、充実した学校生活を送ることができるようするために配置しているものであります。

本県では、平成二十八年度から小中学校へのスクールソーシャルワーカー配置のための補助制度を設け、市町村における配置促進を図っているところであります。平成二十八年度は九市町、今年度は十四市町が、この制度を活用してスクールソーシャルワーカーを配置しております。

また、県立高校におきましては、平成二十七年度に二名、二十八年度からは六名のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置しており、要請に応じ、全ての高校に派遣できる体制をとっております。

教育委員会といたしましては、今後も多様な課題を抱える児童生徒に適切な支援ができるよう、スクールソーシャルワーカー未配置の市町村に配置を働きかけるとともに、県立高校における支援・相談体制の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業はどのような状況か、今後の取り組みは？

【わしの恵子議員】

学習支援事業、子ども食堂支援事業は、各地で市民や学生らのボランティアで進められ、大きな成果を上げています。とりわけ、我が子と向き合う時間がとれず、勉強も見てやれない、生活にゆとりがなく、子供に美味しいものをつくってあげられないなどの悩みを抱えたひとり親家庭、生活困窮者世帯にとって、大切な子供の居場所づくりにもなっています。

私も両事業を視察しましたが、学習支援事業については、スタートした当初は落ちつかない子供たちが、人の話を聞き、自分の意見も言え、勉強もわかるようになり、成績も向上していると、学習面だけでなく、親ともつながって、生活支援やその世帯を支える大切なものであります。子ども食堂については、県内マップがつくられるほど各地での活動が進み、あいち子ども食堂ネットワークも結成されています。

子ども食堂も伺いました。友達同士、仲よく食事をしていた子供たちは、おいしいよと元気いっぱいでした。月に一回でも食事をいただき、後片づけもやらなくてもよい、うれしいですと、お母さんの笑顔に心がほっとしました。

このように、子ども食堂は、子供にも親にとってもかけがえのない大切な居場所であり、何よりの子育て応援だと実感しました。一人一人の子供たちを見守り、子供たちの貧困を何とかしたいと、無料学習塾や子ども食堂の活動に参加されるボランティアスタッフや大学生、元教師等の社会的活動が広がることは素晴らしいことだと思います。

そこでお聞きしますが、ひとり親家庭の子供を含む生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業について、どのような状況なのか、今後の取り組みについてはどのようにお考えか、伺います。

【健康福祉部長（長谷川洋）】

ひとり親家庭の子供を含む、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業についてお答えをいたします。

子供たちの学習支援事業としては、県や市が実施する生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業や、ひとり親家庭の子供に対し市町村が実施する子どもの生活・学習支援事業の取り組みがあり、現在、県内の二十九市町において、いずれかの学習支援事業が行われております。

これらの学習支援事業は、学校の勉強の復習や宿題の習慣づけ、学力向上を目的とした学習支援の場であるとともに、子供が安心できる居場所として、重要な役割を担うものと考えております。

県では、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習支援事業の拡充を図るため、来年度、県が実施する町村域で新たに五カ所ふやし、九町で実施する予定としております。

また、市町村の学習支援事業をサポートするため、愛知県社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて、学生や元教師を中心に二〇二二年までに五百人の学習支援ボランティアの確保を目指す事業に、引き続き助成をしております。

県といたしましては、市町村や社会福祉協議会と協力しながら、生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの学習支援事業の取り組みが県内全市町村に広がるようしっかりと取り組んでまいります。

中学卒業までの入院通院とも医療費無料化を直ちに実行、さらに十八歳までを検討すべき

【わしの恵子議員】

次に、子供の貧困をなくすには、親の低賃金や不安定雇用の改善、教育無償化、社会保障など、総合的な改革が必要ですが、医療分野では、子供の医療費無料化が最優先の課題です。そこで、私は、子供の医療費無料化に限って質問します。

子供が病気やけがをしたとき、お金を気にしなければならないことほど、つらいことはありません。病気にかかりやすい乳幼児がいる家庭、ぜんそくやアトピーなど、通院の回数が多い子供のいる家庭にとっては、医療費が大きな負担となっています。特に貧困家庭にとって、子供の医療費窓口無料は切実です。

しかし、政府は、窓口負担の無料化、軽減に取り組む自治体に、国庫負担を減額するペナルティーを科しています。来年度から一部廃止を決めましたが、全廃ではありません。全国知事会は昨年八月、厚生労働省に全廃を要望しました。

愛知県の子供の医療費の無料化については、2008年4月から、通院では小学校就学前、入院では中学卒業まで実施されていますが、その後の拡充は全くされていません。

そのため、通院では、五十四自治体全てが県基準を拡大し、中学卒業まで無料は、四十九自治体を取り組んでいます。そして、現在、入通院とも十八歳まで無料は、東郷町、飛島村、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村の六自治体を実施しています。安城市は、入院についてのみ無料です。

住んでいる自治体によって子供の医療費助成を受けるのに格差があるのは問題ではないでしょうか。県内のどこに住んでいても、同じように子供の医療費助成が受けられるようにすべきです。

そこで質問です。

子供の貧困対策を進めようとしている愛知県は、緊急的には、通院、入院とも中学卒業までの無料化を直ちに実行すべきですが、いかがですか。そしてさらに、十八歳までの医療費無料化を検討すべきと思いますが、答弁を求めます。

【健康福祉部長（長谷川洋）】

子ども医療費についてお答えをいたします。

本県の子ども医療費助成制度につきましては所得制限なし、一部負担金なしで、通院については小学校就学前、入院にあつては中学校卒業までと、全国でも高い水準にあります。

実施主体である市町村におきましては、県の助成制度をベースとして、地域のニーズを踏まえたそれぞれの政策的判断により、順次助成対象の拡大を図っているところであります。

県といたしましては、子ども医療を初めとする福祉医療制度は、限られた財源の中で持続可能な制度として、まずは現行制度を維持することが課題であると考えております。

なお、子ども医療につきましては、医療保険のさらなる充実、あるいは新たな支援制度の創設など、全国一律の制度となるよう国に働きかけてまいりました。

こうした要望の結果、国民健康保険の減額調整措置につきましては、平成三十年度から、未就学児ま

でを対象とする医療費助成については行わないということになりました。

今後とも引き続き国に対して要請をしております。

児童相談センターと一時保護所の改善を

【わしの恵子議員】

一時保護所を含む児童相談センターについてです。

1月23日、愛知県西三河児童・障害者相談センターの一時保護所で保護していた豊橋市の十六歳の少年が施設の居室内で自殺という記事が報道されました。児童を保護し、子供の安全・安心を守る一時保護所で、子供の命を守り切れなかったことはあってはならないことで、大変残念に思います。

そこで、数点に及び質問します。

第一に、児童相談センターと一時保護所についてですが、全国では、209 児童相談所に対し、136 の一時保護所があります。東京都は、児相が 11 に対し、一時保護所は 7 となっています。神奈川県は、児相が 5 に対し、一時保護所は 3 となっています。

ところが愛知県は、十カ所の児童相談センターに対し、一時保護所は児童相談センターとは別に設置され、しかも、二カ所に集中しています。このような状況では、保護した児童に対し、担当する児童相談センターの職員が日常的に接する機会が保障されておらず、児童相談センターの役割が十分に果たせないのではないですか。お答えください。

第二に、亡くなった少年が暮らしていた一時保護所は、定員が 48 名のマンモスの保護所で、うち、少年のいた男子棟は、定員 14 人に対し、少年を含む 11 人が入所していました。

一時保護所は、家庭から切り離された子供たちが暮らす場所であることから、何よりも子供に安心感と安全を提供する機能を十分担えることが必要です。一カ所に 48 名もの定員は、問題を抱えた一人一人の子供たちに寄り添ったきめ細やかな対応ができるのか心配するものですが、いかがですか。

第三に、この一時保護所は混合処遇といって、虐待を受けた子供たちと、それ以外の非行等の子供たちも一緒に暮らしています。

この問題では、昨年四月に行われた国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会にて、行動様式等が異なる子供の混合処遇とならないよう、自治体の他の一時保護所と、入所児童の受け入れについて、役割分担の実施を掲げています。

そこで質問ですが、県は一時保護所での混合処遇による問題について、どのようにお考えでしょうか。

第四に、住みなれた家庭から突然切り離されて集団生活に入る子供は、同じ一時保護所で一緒に暮らす子供たちとの関係でも不安を感じやすいと考えます。

そこで、できる限り学習権の保障や、運動や遊びの保障、季節ごとの行事、例えば、七夕祭りやクリスマス会、おひな祭りなど、仲間たちと一緒に楽しめる催しなども行われるべきと思いますが、どのようにされているのでしょうか。

第五に、児童相談センターにおける児童虐待相談件数は、ここ数年、ふえ続けています。子供たちに寄り添い、きめ細やかな対応をするためにも、職員の力は欠かせません。そのため、数年前と比較しても、職員の数に相当ふえていると思います。特に、単独の建物となっている知多、刈谷、一宮の児童相談センターについては、古いばかりか、狭くて大変だとお聞きしています。さらに、改正児童福祉法のもとで、さらなる職員増が必要です。

そこで質問ですが、虐待で苦しむ子供たちや非行等の子供たち、保護者との面談や相談活動を行う児童相談センターが十分な機能を果たせるよう、これら3つの児相については建てかえを行い、その際には一時保護所も併設する。そうすれば、一時保護所のマンモス化の解消もできると考えます。

また、児童相談センターから一時保護所に児童を移送するときも遠くて大変。何よりも、児相で子供の担当になった職員がいつもそばにいて、子供の様子を見ることができないという問題もあるとお聞きします。ぜひとも改善していただきたいと思います。いかがでしょうか。

ことし1月29日の中日新聞、くらしの作文、みんな、楽しくの記事には、38歳の母親が児童相談所で、母と娘、そして児童福祉司、児童心理司さんが一緒になって話し合ったことに対し、全てを捨て、ひとり親家庭となり、現在の地に引っ越し、勇気を振り絞って児童相談所に電話をした、貧困と見通しの立たない将来への不安で泣いてばかりだった、つらいとき、困っているときは助けを求めているんだと心境をつづっていました。

そして、私は、児相の職員が、生活苦にあえぎ、絶望のふちにいる家庭、生きることを放棄したいような崖っ縁に立たされている児童の抱えている苦悩に立ち向かって悪戦苦闘し、それを親、児童と共有し、一緒になって乗り越え、再び児童と家族が生きる希望と夢を持って人生にチャレンジしている姿に、児相の仕事が本当にとつとつと、ヒューマンな仕事だと誇りを持っていますと語った手記を読んで、胸が熱くなりました。児童相談センターの職員の果たす役割は本当に大切だと改めて思いました。

そんな思いを酌んでいただき、児童相談センターと一時保護所のあり方について見直しをしていただくよう強く求めて、質問とさせていただきます。

【健康福祉部長（長谷川洋）】

児童相談センターについて、五点お尋ねをいただきました。

まず、一時保護した児童に対する児童相談センターの役割についてお答えをいたします。

一時保護した児童に対する児童相談センターの役割は、それぞれの心身の状況や置かれた環境に応じて、必要な指導方法や支援内容を定めた援助方針を作成し、この援助方針に基づき、親子再統合に向け、児童や家庭を支援することになります。

そのため、一時保護所に保護された児童につきましては、担当する児童相談センターの児童福祉司や児童心理司が定期的に訪問し、面接やカウンセリングを通じて、きめ細やかな児童のケアを行っているところであります。

また、日ごろの一時保護所における児童の学習や生活面などの状況についても、児童相談センターの担当職員が一時保護所に勤務する児童指導員等と緊密に連携し、情報共有を図りながら、適切にケアを

行っているところであります。

県といたしましては、こうした児童一人一人に寄り添う対応により、一時保護した児童に対する児童相談センターの役割は十分果たしているものと考えております。

次に、一時保護所の定員に関する御質問についてお答えをいたします。

一時保護所は、尾張、三河地域の二カ所にあり、入所定員は合わせて 78 人です。

なお、詳細な場所は、保護者の不適切な行動により児童の保護に支障を来すおそれがあることから、児童の安全を確保するため、公表いたしておりません。

三河地域にある一時保護所の定員につきましては、小学二年生までの幼児が生活する幼児棟に 20 人、小学三年生以上の男子棟に 14 人、女子棟に 14 人の合計 48 人となっております。

一時保護所におきましては、各棟ごとに専任の児童指導員等を配置し、児童を担当する児童相談センターとも連携を図りながら、それぞれの児童の状況に応じたきめ細やかな支援を行っているところであります。

次に、混合処遇についてお答えをいたします。

一時保護所への入所理由は非行や児童虐待などさまざまです。児童それぞれの状況に応じた対応が必要であります。

本県では、児童が落ちついて生活できるよう、虐待を受けて入所した児童と、非行により入所した児童ができる限り接しないようにするために、入所理由等からより注意深く丁寧な生活指導が必要と思われる児童については、個室を活用するなどして、混合処遇の問題に十分配慮しながら、適切に対応しているところであります。

続きまして、一時保護所における学習などについてであります。

一時保護所に保護された児童は学校に通うことが難しいことから、一時保護所においては、教員 O B を二名配置し、児童の年齢や学力に配慮した適切な教材を使い、毎日の日課として学習指導を行っております。

また、生活指導として、毎日、午後に運動の時間を設けましてバスケットボールなどの運動をするとともに、テレビやゲーム、読書などの自由時間を設けております。

さらに、七夕やクリスマス会といった季節の行事等を随時開催し、児童の心に残る思い出づくりにも心がけているところであります。

最後に、児童相談センターの建てかえについてお答えをいたします。

議員お示しの三つの児童相談センターにつきましては、愛知県公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化対策を進めることとしており、その中で執務スペースの狭隘などのふぐあいについても改善を図ってまいります。

このうち、刈谷児童相談センターは、今年度、施設長寿命化基本調査を実施したところ、建物のコンクリートに著しい劣化は見られず、長期の継続使用が可能であるとされたところであります。

なお、今年度、刈谷及び一宮の児童相談センターにつきましては、人員増に伴い、執務室を拡大する

改修を行ったところであります。

また、一時保護所については、平成27年度に、三河地域に加え、尾張地域の一時保護所を開所し、大幅に定員をふやしたところでありますので、当面、新たな一時保護所の増設は考えておりませんが、現在、国において検討が進められております一時保護ガイドラインを踏まえまして、今後、対応が必要となった場合には、一時保護のあり方を検討してまいりたいと考えております。

なお、児童虐待相談件数の急増に迅速かつ的確に対応するため、児童相談センターの児童福祉司や児童心理司、保健師の専門職員を今年度は16人、来年度はさらに16人増員し、児童相談センター全体の体制強化を図ったところであります。

限られた人員の中で、児童相談センターの職員は、児童の安全、命を守ることを第一に、強い使命感を持って、複雑、困難な事情を抱える児童一人一人に寄り添って、懸命に取り組んでおります。

今後とも児童相談センターの専門職員の確保や人材育成を図るなど、児童相談センターの機能強化にしっかりと取り組んでまいります。

大村知事もぜひヒバクシャ国際署名に賛同して、署名をしていただきたい

【わしの恵子議員】

最後に、ヒバクシャ国際署名について、大村知事に日本共産党県議団の議員として、三度目の質問をさせていただきます。

昨年7月7日、人類史上初めて、核兵器を違法化する核兵器禁止条約が、国連加盟国の三分の二に当たる122カ国の賛成で採択されました。

昨年12月、国際NGO、ICANがノーベル平和賞を受賞。NHKは、メンバーたちは、二十代から三十代の世界の若者たちが中心。四年前、核兵器の非人道性について話し合う国際会議に参加したメンバーは、核兵器を法的に禁止するために、インターネットやSNSを駆使して、世界中のNGOと連携し、条約に賛同する国を少しずつふやしていった。折しも北朝鮮が核兵器の開発を推し進め、これにアメリカが軍事力の行使も辞さない構えを見せる中、ノーベル平和賞の選考委員会は、世界は、今かつてないほど核兵器が再び使われるおそれがある。核兵器がもたらす壊滅的な結末に注目を集め、条約の採択に尽くした努力をたたえ、ICANの功績を評価した。

と報じています。

こういう中で、2月14日付の中日新聞に、核兵器禁止条約採択～なぜ日本は署名しないのか～という愛知県知多市八幡中学二年の女子生徒の記事が目飛び込んできました。

〔パネル図を示す〕 これです。

これは、子どもと先生の新聞コンクールに応募された9216作品から、中日大賞に輝いた8作品の一つです。簡単に紹介したいと思います。

ここですけど、この小さな部分ですけれども、ここに載っています。

「核兵器禁止条約になぜ日本は署名しないのか疑問が湧き、今回の切り抜き作品で考えることにしました。そして、条約ができたことを伝える記事と、署名しないという日本の反応、被爆者の声をテーマにまとめましたと紹介し、最後に、彼女は、被爆した方々のつらい経験と思いを知り、世界から核兵器をなくすにはどうすればいいのか、ずっと考えていきたいと結んでいます。」



知事もお読みになったと思いますが、愛知の中学二年の女子生徒に代表されている切々とした思いを受けとめ、ぜひとも、ヒバクシャ署名に賛同されることを願います。

ことし1月8日現在、ヒバクシャ国際署名に署名をされた自治体首長の数は1015首長で、この中には20の県知事が含まれています。また、愛知県内では、23の市町村長が署名をされています。

核兵器廃絶への世界の願いが強まる中、平昌にて平和の祭典、オリンピックが開催されました。平和で友好的に行われ、北朝鮮とは対話の可能性も大いにあり、世界が期待し、見守っていました。今こそ愛知から政府に対し、核兵器禁止条約の参加を迫り、核兵器廃絶の世論を盛り上げるべきです。

愛知県は共産党県議団議員へのこれまでの答弁の中で、国際情勢を踏まえた国の考えがあると述べていますが、地方自治体の首長である知事が直接答弁をされていません。

そこで、改めて知事に伺います。

平均年齢80歳を超えた被爆者が命がけで集めているヒバクシャ署名、また、先ほど紹介したように、愛知の中学二年生の女子生徒に代表されるように、将来を担う若者たちの願いです。

大村知事もぜひヒバクシャ国際署名に賛同して、署名をしていただきたい。愛知県から日本政府に対して、核兵器禁止の批准を迫るべきだと考えますが、答弁を求めます。

【県民生活部長（鳥居保博）】

ヒバクシャ国際署名についてお答えいたします。

ヒバクシャ国際署名は、被爆者が呼びかけ人となって国連に提出するため、国際的な署名活動を展開しているもので、核兵器を禁止、廃絶する条約の締結を全ての国に求める内容となっております。

改めて申し上げるまでもなく、核兵器がもたらします破滅的な結果を踏まえれば、核兵器の廃絶は人類の誰もが願う、共通の切なる思いでございます。

しかしながら、核兵器禁止条約をめぐるまは、昨今の国際情勢などを踏まえた国の考え方があり、全ての国に条約の締結を求めるヒバクシャ国際署名や、日本政府への条約批准の働きかけについては、慎重な対応が必要と考えております。